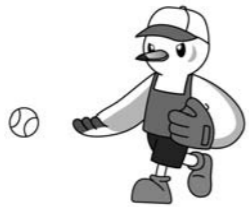


シクラメンスポーツ公園 オープニングイベントを開催します

来年度開催される、スポーツ祭東京 2013（国民体育大会）でソフトボール競技会場として使用される、シクラメンスポーツ公園のオープンに伴い、イベントを開催します。

日時 7月29日(日) 午前9時45分～午後1時頃
(イベントは式典終了後、開始となります)
場所 シクラメンスポーツ公園



スポーツ祭東京 2013「ゆりーと」



問合せ 社会教育課 ☎ 557-7071

式典 時計除幕式
イベント ルネサスエレクトロニクス高崎 VS 東京女子体育
大学模範試合・交流会

※雨天の場合は長岡コミュニティセンターで上記団体による講演会・教室を予定しています。

多摩・島しょ子ども体験塾

子ども宇宙博「宇宙人は君だ！」

期間 8月17日(金)～26日(日) ※8月20日(月)休館日
場所 羽村市生涯学習センターゆとろぎ ほか

宇宙ロケット・探査衛星の模型など展示

日時 8月17日(金)～26日(日) 午前9時～午後9時30分
会場 ゆとろぎ展示室



はやぶさの帰還カプセル(カットモデル) H2ロケットエンジン(実機) はやぶさのイオンエンジン

宇宙に関する映像上映

期間 8月17日(金)～26日(日)
▶午前10時から ▶午後2時から
※8月17日(金)、26日(日)の午前10時からの上映はお休みします。
会場 ゆとろぎ大ホール
申込み 直接会場にて・先着順

特設プラネタリウムで星空体験

日程 8月17日(金)～26日(日)
時間 午前10時・11時、午後1時・2時・3時・4時(20分/1回)
会場 ゆとろぎ大ホール
対象 町内在住の小学生～高校生(保護者同伴可)
定員 1回60名
申込み 当日、入場整理券を配布します
▶午前の上映分 午前9時30分から
▶午後の上映分 午後0時30分から

ワークショップ おもしろ宇宙科学教室

日時 8月10日(金) 午後2時～5時
会場 スカイホール小ホール
対象 町内在住の小学4年生～中学3年生(保護者同伴可)
内容 大気圧と真空の実験、望遠鏡づくり
定員 30名(応募者多数の場合は抽選)
講師 JAXA認定の指導員
申込み 7月20日(金)までに電話でお申し込みください
社会教育課 ☎ 557-6695

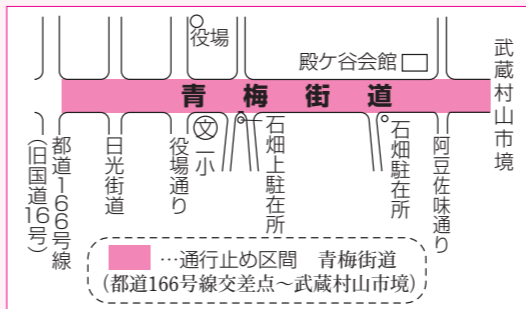
講演会

対象 町内在住の小学生～高校生(保護者同伴可)
会場 ゆとろぎ大ホール
【宇宙人は君だ！】
日時 8月17日(金) 午前10時～正午
定員 120名
講師 はやぶさ2のプロジェクトリーダー 吉川 真さん
【第2の地球を探せ！】
日時 8月26日(日) 午前10時～正午
定員 120名
講師 国立天文台 田村 元秀さん
※いずれも応募者多数の場合は抽選になります。
※参加者には未就学児の一時保育(有料)あり、希望者は受講決定後、ゆとろぎにお問い合わせください。
(羽村市生涯学習センターゆとろぎ ☎ 570-0707)
申込み 7月20日(金)までに電話でお申し込みください
社会教育課 ☎ 557-6695

3地区夏まつり交通規制

箱根ヶ崎・石畑・殿ヶ谷地区の夏まつりで、神輿、山車のパレードが行われます。次の通り交通規制されますので、迂回にご協力ください。

日時 7月15日(日) 午後2時15分～6時30分



問合せ 地域課 ☎ 557-7610

住民課・税務課の一部窓口

毎週木曜日は
午後8時までご利用できます



問合せ ▶住民課 ☎ 557-7548 ▶税務課 ☎ 557-7519

平成23年度は1・1・3通の手紙を頂きました。環境や施設に関する見ても多く寄せられました。また、手紙の用紙は、役場やコミュニティセンターなどの施設、JR箱根ヶ崎駅などに置いてあります。また、ファクスや町ホームページからもお寄せいただけます。今年度も皆さまからの「町長への手紙」をお待ちしています。

平成23年度「町長への手紙」内訳

内容	件数
環境	24
施設	16
防災	12
道路	11
職員	10
福祉	9
交通	4
その他	27
合計	113

平成28年度「町長への手紙」内容等を紹介いたします

問合せ 秘書広報課 ☎ 557-7497 ☎ 556-3401

ホームページ <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

みずほサマーフェスティバル 参加者募集
日時 8月25日(土) 午後1時30分～8時
※雨天の場合は、26日(日)に順延します。
対象 役場西側道路周辺
▼瑞穂音頭流し踊り参加団体
▼模擬店出店者
申込み 7月2日(月)から25日(木)までに
観光協会(商工会)へ
☎ 557-3389

外国人の方にも住民票が作成されます
住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日(月)から外国人住民の方も日本人と同様に住民基本台帳に記載されます。また、外国人と日本人で構成する世帯については、世帯員全員が記載された住民票が発行できるようになります。
【住民票を作成する外国人住民の対象者】
観光などの短期滞在者などを除き、適法に3カ月を超えて在留する外国人住民で、住所を有する方です。
なお、改正法施行日(平成24年7月9日)に在留資格がない方や住所の変更を役場に届けていない方については、住民票が作成されないことがありますので、所定の手続きをしてください。
【町外へ転出するときは、転出届が必要になります】
他の市区町村に住所を移す場合は、改正法施行日後は、日本人と同様に転出手続きを行い「転出証明書」を受け取った後、転入先の市区町村で転入手続きをします。なお、出国される時も国外転出の手続きが必要になります。
【「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます】
外国人登録証明書がなくなり、永住者や中长期在留者の方には「在留カード」が、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されます。現在お持ちの外国人登録証明書は切り替えを行うまでの間は、在留カード、特別永住者証明書とみなすことができます。
※詳しくは、住民課にお問い合わせいただくか、下記ホームページをご覧ください。
問合せ 住民課 ☎ 557-7548
法務省ホームページ(在留資格や在留カードに関すること)
<http://www.immi-moj.go.jp/newimmict/newmmiact.html>
総務省ホームページ(住民票に関すること)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html